

別添 1：我が国の外務省・JICA による NGO 連携・支援制度（2002 年 9 月現在）

施策・制度	概要	所轄
NGO 事業補助金		
□ 開発協力事業	医療・農村開発・人材育成など一定分野で我が国 NGO が実施する開発協力活動に対し、施設建設費、専門家等件費、専門家等派遣旅費、資機材設備費など定められた経費について一定割合を補助するもの。	外務省
□ 国際ボランティア補償支援制度	各 NGO が海外で開発協力事業を行う際に派遣する人員が被保険者となる海外旅行傷害保険（戦争危険担保特約を含む）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの	
□ NGO 海外研修支援制度	組織機能強化や人材育成のため明確な目的をもって職員を海外の NGO 組織、国際機関、研究機関などにおける研修に派遣する経費を支援する制度。平成 11 年度より導入。	
日本 NGO 支援無償資金協力		
□ 開発協力事業	草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発プロジェクト（施設建設、資材供与、啓蒙活動など）に対して資金協力を行うもの。「草の根無償資金協力」のうち日本の NGO を対象とするものとして創設。	外務省
□ セクター連携支援	日本の NGO が他の NGO（当該国・地域のローカル NGO を除く）や研究機関と連携し、コンソーシアムを組んで実施する開発プロジェクトに支援を行うもの。	
□ NGO 緊急人道支援無償	緊急人道支援活動に従事する NGO が、より迅速、かつ機動的に活動を立ち上げられるよう支援するためのもの。	
草の根無償資金協力		
□ 草の根無償資金協力（開発協力事業）	開発途上国の地方政府、教育・医療機関、及び開発途上国において活動している NGO などが実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、我が国の在外公館が中心となって資金協力を行うもの。	外務省
□ リサイクル草の根無償	我が国の地方公共団体等が開発途上国の NGO や地方公共団体等に対し、中古物資（中古消防車・救急車、放置自転車、学用机・椅子、仮設住宅等）を贈与するにあたり、本来であれば物資の受け取り側である開発途上国の NGO、地方公共団体等が負担すべき輸送費等を草の根無償により支援するもの。	
□ マイクロクレジット原資支援	現地でマイクロクレジットの実績を持つ NGO、信用組合等に対し、原資となる資金を供与し、それらの団体は供与された資金を使って貧困層の人々に小額・無担保の貸し付けを行うもの。	
□ 対人地雷草の根無償	地雷除去、犠牲者支援、地雷回避教育といった一連の対人地雷関連の活動を、草の根無償資金協力において支援するもの。	
草の根技術協力事業	従来「小規模開発パートナー事業」、「開発パートナー事業」については、今年度より「草の根技術協力事業」として実施される。	JICA
活動環境整備支援事業		
□ NGO 相談員制度	我が国の NGO 活動の第一線で活躍する経験と専門性が豊かな NGO 団体が「相談員」となり、NGO 活動に関する様々な相談・照会事項に対し、適切な回答・アドバイスを行うもの。	外務省
□ NGO 専門調査員制度	国際協力活動に関する各種専門性を有する人材が特定分野の強化を望む NGO 活動に一定時間従事し、課題の調査及び改善等の提言を行うもの。	
□ 分野別 NGO 研究会	保健、教育、農業の 3 分野の各 NGO ネットワークが中心となって、外務省主催によりキャパシティ・ビルディングのための研究会を立ち上げ、各 NGO が直面する共通の課題をテーマとして調査・研究等を行うもの。	
民間提案型プロジェクト形成調査	地域住民主導によるコミュニティ開発など、非政府部門の開発における役割が急速に拡大していることから、より多様化したニーズに的確に応えることを目指すため、民間企業や NGO の視点からの着想や創意工夫をプロジェクト（案件）の形成段階に取り入れることとしたもの	JICA
NGO との定期協議会	NGO と ODA との連携・協力強化のための協議機関。現在、外務省、財務省、JICA、JBIC などの省庁及び ODA 実施機関との間に、それぞれの定期協議会が設けられている。	外務省 財務省 JICA JBIC

（出所）外務省ホームページを参照し調査団が作成。